

管理制度と食糧流通費の諸問題

計 劃 部

一

米を中心とする主要食糧流通費の問題が、最近注目の的となつてゐるのは、けだし次のような事情によるものであらう。第一に、國民經濟の中において食糧そのものの持つ比重が著しく増大しているために、食糧價格の數十パーセントを占める流通費の及ぼす經濟的作用が大きな意味をもつに至つたこと。第二に最近世界的な過剰生産によつて急激に轉換してゐる國際食糧情勢が、經濟的孤立狀態から次第に世界經濟の波に乘らうとしてゐる我が國に對して、激しく波及して來るであらうことが豫想され、一方國內的には均衡豫算の實施や一本爲替レートの設定など一連の施策によつて、一般價格體系が次第に安定化の方向を取るに至つてゐる。このような内外の情勢によつて、從來バリテイ・システムによる均衡化の努力にも拘らず、種々の歪みをもつてゐた國內産食糧價格に對して、國際的にも國內的にも合理性をもつた經濟的價格の設定が必要となつて來ており、従つてまた價格構成要素としての流通費もかかる意味で、合理化される必要に當面してゐることである。

さて、價格構成要素としての流通費がいかなる地位を占めるか、言い換えれば、ある商品について實現される交換管理制度と食糧流通費の諸問題

價值のうち何ほどが流通過程に配分されるかということは、その商品が生産及び流通過程においても特質によつて決定されるものであることは謂うまでもない。かような意味で、大正末期から昭和初年にかけて我が國經濟が遭遇した深刻な不安動搖期、及びこれにつづく長い戰爭とその後の混亂期間は、あらゆる商品部門において、なかつく農産物について大きな變動を與えた。われわれは本稿において、このような歴史的推移の結果として成立している食糧管理制度の下における食糧流通費の基礎條件を分析することを目的としているのである。そして出來得れば前述したような國民經濟をめぐる新しい動きによつて、當然醸されるであろう管理制度の轉換の問題と關連して、流通費について展望を行いたいと思う。

はじめに、われわれは先ず流通費の概念についての問題を明らかにしておく必要がある。通常の概念において流通費とは、謂うまでもなく流通過程において要費される諸費用の合計を指すもので、主要食糧特に米の場合についてみれば、輸送費・倉庫費及び加工費のような物的費用と、仲買人・卸商及び小賣商の取得部分になる謂わば人的費用とに大別される。そして後者の中には、検査料及び各種手数料のごとき固定経費と金利及び利潤部分が含まれるのである。ところで、米の流通過程が商業資本によつて支配されていた時期にはかかる流通費の概念によつて一切が説明され得るのであるが、流通過程に對して國家統制が加わつて來る場合においては、これによつて生ずる國民經濟的な失費が迂迴的に消費者に轉嫁させられることによつて實質的に流通費部分を増大させる結果となり、従つてこのような時期における流通費の概念は、直接費用的な立場と國民經濟的な立場、言い換えれば、ミクロ的な面とマクロ的な面との両面からとらえられなければならないであらう。

以上の目的に沿つて、われわれは次のような順序で問題を進めたい。すなわち、先ず第一に、食糧管理制度成立に

至る経緯において流通費の内容がどのように推移したかの問題を生産及び流通をめぐる基礎条件との関連において取扱ひ、次いで食糧流通過程の及ぼす國民經濟的負擔を管理制度の前後において比較検討する。そして以上のような前提のもとに直接的流通費の現狀を自由取引制度下におけるそれとの比較において分析し、今後における流通費合理化の焦點を明らかにしたいと思う。

(註) ミクロ的な意味における流通費概念の理論的分析については、木村和三郎氏『米穀流通費用の研究』三四—五三頁、及び山田勝次郎氏『米と藁の生産構造』七五—七七頁を参照されたい。

二

わが國における農産物特に米の生産が、極めて零細な經濟主體によつて獨立に營まれ、そのために生産者そのものの市場に對する統制力が殆どなかつたこと、及びこのような生産流通の基礎條件によつて、米のもつ交換價值のうちで農民に歸屬する部分は極めて少く僅かに再生産を償うに足る程度であつて、その大部分が地代及び流通費として、地主・商人に歸屬していた實情についてはすでに周知のとおりである。このような生産條件の上に立つ商業的流通機構のもとで、流通費部分が米の價格に對していかなる割合を占めていたかについては種々の調査があるが、後述するように、大體において二〇%を多少超える程度であつたことがそれらの調査によつて示されている。ところがこの場合に、次の點に注意する必要がある。すなわち、流通費の中における商業利潤は、單に同一時點における流通諸段階の價格差だけから生れるものではなく、第一表に示すような生産者の窮迫販賣に基く販賣量の時期的集中と、季節的價格變動を主要な源泉とするものであり、従つて商業利潤の總體は年間を通ずる總流通過程においてのみ測定するこ

とが出来るといふ點である。前述の二〇%という流通費の比率は、このような意味で、さらに高率になるべきものである。

第1表 月別米販賣數量及び米價

月 別	生産者 販賣數量	同百分比	米 價	同指數
	千石		円	
11-	4,013	12.1	26.97	98.0
12	6,322	19.0	26.80	97.4
1	4,321	13.0	27.13	98.6
2	2,724	8.2	27.52	100.0
3	2,241	6.7	27.48	99.9
4	2,041	6.1	27.54	100.1
5	1,941	5.8	27.61	100.4
6	1,742	5.2	27.88	101.3
7	1,764	5.3	28.10	102.1
8	2,005	6.0	28.41	103.3
9	1,927	5.8	28.07	102.0
10	2,158	6.5	26.65	96.0
合計又は平均	2,797	100.0	27.51	100.0

1. 販賣數量は昭和10年度『米穀要覽』による。各都道府縣において、大正14—昭和4年の5ヶ年間に於ける中庸の作柄の年につき調査した資料を基礎として作成したもの。
2. 米價は昭和1—9年平均、木村「米穀流通費用の研究」より引用。

さて、大正末期以來、農産物價格の一般物價に比しての、より甚しい低落によつて農民の實質的所得が減少し、一方米の反當生産力がほぼ限界に達して、この面からする所得増加の途がふさがれてゐた場合、(勿論、裏作面積の擴大による實質所得の増加はあつたが)從來とも生活維持に最低限の所得しか持たなかつた生産者が、生きる途を求めするために自己の生産物について、その交換價值からの取得部分を増大することに著目する。

るにいたつたのはけだし當然のことと言える。そしてこの場合、生産者取得部分擴大の分野が、地代部分に比較して政治的にも經濟的にも比較的障害の少い流通費面に求められたことも、また至當のことであつた。産業組合による共同販賣運動のもつ主要な意義はこのように理解すべきものであらう。それは一方において、流通過程を自ら擔任することによつて、流通費部分のうち從來商人によつて獨占されてゐた利潤部分を、自己の手におさめるとともに、他

方において、市場に對する販賣量の統制を行うことによつて、在來の季節的米價變動による商業利潤を減少させることを目的としていた。

商業機構的流通費の合理化に對する以上のような生産者の立場からの運動に關連して、さらに政府による米價統制政策の問題に觸れなければならないであらう。

米價の變動期に際して、政府によつてその調節政策がとられたのは、あらゆる時代を通じて一貫して見られるところであるが、大正一〇年米穀法の制定に續いて昭和八年米穀統制法への發展と、次第に強化された米價統制政策の中には、流通過程への國家自身の積極的な介入という從來見られなかつた新しい動きが展開されている。そしてこのような強力な安定政策を必要とさせたものが、當時次第に増大の傾向にあつた外地産米の移入による内地市場の擾亂であつたことはいふまでもない。しかしながら、ここで取り上げようとする問題は、かような國家統制が、流通費の觀點からいかなる意義をもつていたかという點である。周知のごとく米穀統制法における公定米價の決定方式は、その年度における生産費に標準流通費を加算したものを以て最低價格の基準としている（米價率から割出した物價參酌値との關連においてであるが）。このことは、米價の低落が生産費の限度を割るまでに至つた場合に當然起るであらうところの、商業利潤による生産費部分への喰ひ込みを防止することによつて生産者の取得部分を保障し、そのかぎりにおいて、流通費部分を縮小する作用を果すものであつた。勿論、米價が最低價格線以上を保つ場合においては、國家統制はなんら積極的に商業利潤の排除や、流通費の合理化に介入するものではなかつた。ただ前述の組合的販賣統制にとつて、その成長のために、國家的米價統制が重要な支柱となつていた點に、その意義が見出されるであらう。ところが、昭和十一年に成立した「米穀自治管理法」は、流通過程において一應別個の意義をもつていた兩者を一つの理

念のもとに結合させることとなつた。説明を加えるまでもなく、米穀自治管理法は、内外地を通ずる米穀の供給過剩數量を販賣組合をして自主的に管理せしめんとするものであり、從來國家統制によつて果されていた需給調節的作用が販賣組合に移讓されることによつて、組合の市場統制力を強行的に促進させるとともに、國家統制そのものも從來の單なる價格政策から流通秩序是正への志向を明らかにしているのである。

ところで、このようにして生れた統制方式が未だその効果を發揮するに至らない間に、日華事變の長期化に伴う需給關係の逼迫によつて、米價は急激に上昇して最高價格を突破する情勢となり、米價政策は一轉して最高價格の維持が主要な目標となつた。そしてこの場合、價格抑制の努力は常に流通費部分の縮減に向つて集中され、自由市場に對する國家統制が次第に強化されることになつた。然しながらこのような努力と再三にわたる最高價格の引上げにも拘らず、その維持が次第に困難になつて、全流通過程に對する國家統制が必要とされるに至つた。昭和十五年一〇月に成立した「米穀管理規則」はかかる全面的な國家管理體制への轉機となるものであつた。戰時中の國家管理制度における米價政策の特質は、謂うまでもなく二重價格制度の採用にあつた。第二表を参照されたい。インフレーション防止の建前から、常に低米價の方針が堅持されていたにも拘わらず、生産者價格が基本的には生産費によつて規定されていたことは、公定價格體系における農業生産資材價格との比較によつて一應認められなければならない。ところが、消費者價格は殆ど釘付けになつていて、むしろ生産者價格を下廻る現象さえ生じた。従つてここでは、流通費と消費者價格との直接の關連は切れており、流通費はすべて食糧管理特別會計の負擔となるわけである。しかも食糧會計の負擔はさらに消費者價格と生産者價格との逆の價格差をも含むものであるから、流通費の内容は全く不明確なものとならざるを得ない。^(註)しかしながら前述したように、このような負擔は結局租稅または公債によつて賄われること

によつて迂廻的に消費者に轉嫁させられ、かくて流通費は實質的な消費者米價を構成する要素として機能していたこ

とは明らかである。

戦後における、生産構造の不均衡化と價格體系の混亂によつて食糧公定價格の問題は大きな困難に達着した。バリタイ・システムは、かような混亂の中から一つの均衡點を求めようとする試みであつた。(註3) さらに昭和二二年度以來二重價格制度の廢止によつて消費者

第2表 戦時中における主要食糧價格の推移

	昭和15	〃 16	〃 17	〃 18	〃 19
生産者米價 (1石當り・圓)	43.00	49.00	49.00	62.50	62.50
消費者米價 (10斤當り・圓)	3.25	3.32	3.32	3.32	3.32
生産者米價	200.0	227.9	227.9	290.7	290.7
消費者米價	171.0	174.7	174.7	174.7	174.7
肥料價格	197.3	192.8	192.4	190.7	190.7
綿製品價格	171.8	198.5	228.4	235.5	235.5

生産者米價は農政局『農地問題に關する統計資料』消費者米價は食糧管理局『食糧管理統計年報』、物價指數は日銀調査(昭和8年基準)にそれぞれ據る。

價格に對しても經濟的合理性を與えようとする努力がなされた。しかしながら、國民經濟全體を包む不安定條件は、不可避的に食糧價格に對して大きな歪みを與えている。従つて、食糧の生産流通をめぐる交換價值配分の問題も、公定價格體系によつて完全に表現されるものではなく、國民經濟の總循環過程を通じて把握されることが必要である。さらに言つてみるならば、流通機構としての食糧管理制度において、その經濟的作用が膨脹していることによつて國民經濟の受ける負擔が流通費用の立場から檢討されなければならないであらう。この問題については次節におい詳説する。

さて、食糧需給關係が正常化するにしたがつて國家の全面的な管理政策から價格安定政策への轉換が豫想され、食糧流通過程が何人によつてどのような形で擔任されるかの問題が登場する。そして流通費における今後の動きは、こ

第 3 表 昭和 22 年主要食糧供出農家戸数

供出俵数	1 俵未満	1～5 俵	6～10 俵	11～100俵	101俵以上	計	
米	戸数	672,959	1,264,259	554,605	1,900,587	61,977	4,454,387
	割合	15.1	28.4	12.4	42.7	1.4	100.0
麥 類	戸数	1,377,208	1,834,927	424,723	425,688	9,287	4,071,833
	割合	33.8	45.1	10.4	10.5	0.2	100.0
甘 藷	戸数	656,667	1,819,409	529,593	1,096,368	52,222	4,154,259
	割合	15.8	43.8	12.7	26.5	1.3	100.0
馬鈴薯	戸数	1,721,834	2,180,049	276,178	226,113	6,687	4,410,861
	割合	39.0	49.4	6.3	5.1	0.1	100.0

『食糧管理月報』創刊號による。

第.4 表 戦前における米作者の販賣俵数別販賣戸数

販賣俵數		10俵未満	10～29俵	30～49俵	50～99俵	100俵以上	計
販賣 戸數	戸數	1,022,719	926,140	540,000	304,997	106,988	2,900,844
	割合	35.3	31.9	18.6	10.5	3.7	100.0

東畑、大川『米穀の自治的販賣統計』9 頁 (『米穀時報』第 9 卷第 5 號より引用)

昭和 2—6 年における各府縣中農作柄の年

のような新しい流通機構の問題に關連するものであり、従つて、またその基礎に横たわる生産過程の動向に連るものである。ここでわれわれは、戦時戦後を通じて生じた生産面における條件の變化について検討し、將來の流通過程に對して及ぼす影響を考へておきたい。

敗戦による國民經濟規模の縮小と、その農業部門への重壓によつて、食糧生産規模が著しく零細化したことは周知のとおりであるが、同様のことが食糧販賣者についても言える。昭和二一年四月一六日に行われた農家人口調査によれば、總農家戸數五六九萬戸のうちのみ米作農家は四八五萬戸であつて、昭和八年の總農家戸數五六二萬戸中米

作農家四六九萬戸(註4)であつたのに比較して多少の増加を示しているに過ぎないが、これを供出農家戸數についてみれば第三表のごとく四四五萬戸に及んで實に米作農家の九割までが供出農家である。これを戦前における販賣農家が生産農家の約六割であつたのに比較して著しい増加である。さらにその供出依數別農家戸數を第四表に示す戦前の状況と對比されたい。供出依數一〇依未滿の小規模販賣農家は、戸數において戦前の約二・五倍に激増し、比率においても三五・三%から五五・九%となつており、反對に一〇〇依以上の販賣農家は三・七%から一・四%に減少し、實數においても約半減しているのである。このような販賣者層の擴大と極端な零細化は、一面において供出制度による商品化の強行によつてもたらされたもので、必ずしも經濟的基礎をもつたものとは言いがたい。特に供出者總數の一五%を占める一依未滿供出農家のごときは、自給農家あるいはむしろ轉落農家とも看做しうるもので、供出制度の合理化にとりなつて整理されてゆくべきものと一應は考えられる。しかしそれならば、販賣者層の擴大とその零細化均一化の要因が全く存在しないかと言へば、それは決してそうではない。すなわち、第一は物納小作料の消滅により比較的大規模販賣者としての地主層(註5)が脱落したことであり、同時に解放された小作農の多數が新たに販賣者層に参加したことである。一〇依未滿供出農家の激増はこの事實を物語る。(註6)第二は食糧不足により至められた供出制度のもとにおいては未だ將來の問題に屬するが、敗戦による工業規模縮少の結果もたらされる農家兼業收入の減少と農家經濟の重加する窮乏が、補給金の消滅によつて次第に顯在化してゆく農工產物シェールおよび過重な租税と相俟つて、零細農家をして自給態勢にとどまることを許さず、現金收入のための窮迫販賣に驅り立てる可能性である。かかる觀點からすれば、前述したごとく激増した零細販賣農家が供出制度の合理化によつてどの程度消滅するかは、疑問としなければならぬかも知れない。

さらに、前記第三表「食糧供出農家戸数」について麥類及び甘藷馬鈴薯の項を参照されたい。供出戸数がいずれも四百萬戸を超えており、且つ第五表に示されるように、これらの生産が米作と著しく重複して行われていることは、食糧供出制度を中心として、いかに我が國農家の生産構造が均一化されたかを物語るものである。次に以上のような

第 5 表 米作農家の業態別内訳 (昭21、4、26)

業 態 別	農家戸数	同百分比
米 作 の み	178,893	3.7
米 麥 作	383,292	7.9
米 甘 藷 作	26,888	0.6
米 馬 鈴 薯 作	184,561	3.8
米 麥 甘 藷 作	553,016	11.4
米 麥 馬 鈴 薯 作	424,520	8.7
米 甘 藷 馬 鈴 薯 作	160,552	3.3
米 麥 甘 藷 馬 鈴 薯 作	2,941,894	60.6
計	4,853,616	100.0

農 林 統 計 月 報 第 91 號

純粹性をもたらしことによつて、その發展への明るい展望を與えている。従つてその限りでは、國家管理の線が漸次後退してゆくに伴つて、協同組合による販賣統制がこれを補充して安定した流通機構の確立に役立ち得るもののように思われる。

さらに、戰時戰後を通じて國民經濟の諸階層間に生じている相對的經濟力の變化は、今後における流通過程の動向

販賣者の零細化と同質化が流通過程に對してどのような作用を及ぼすかを考えてみよう。すなわち、かつて販賣組合の成長期に當つて、米販賣農家が全米作農家の約六〇%、全農家戸數に對しては約五〇%強に過ぎなかつたことからくる生産者側における利益の不一致、及び全販賣米中の小作米が三七・一%を占

(註7)

めていた事實に見られる組合構成員の異質性などの理由から、生産者組織として販賣組合の純粹な形態での發展が阻害されていたことは認めなければならない。これに對して前述したような販賣者層の擴大と同質化は、協同組合構成員の利害關係の一致をそれだけ増進し、協同組合に對しては生産者組織としての

に對しても大きな影響を與えずにはいないであろう。かつて流通過程を支配していた商業資本は全く崩壊しており、僅かに食糧配給公團の中に小賣部門が残存しているに過ぎない。一方、國民經濟の中における農民の立場は、かつての弱きものの姿ではない。加うるに、戰時中における強行的整備の結果として、生産者組織のもつ管理貯藏能力は格段の充實を示している。かような事實は、將來の流通過程における生産者の立場に對して自由取引制度下におけるそれとは全く異つた重要性を與えるものである。ただ一面において戰時中からの放漫經營による禍痕を残している農業協同組合が、食糧管理制度の支柱を失つた後においてその機能を保つてゆくためには、經營體としての健全化が前提とならなければならないであろう。

以上の問題はさらに検討を要する今後の課題であるが、合理的な流通費の設定は、秩序ある流通過程を前提とするものであり、このような意味で一つの方向を示すものとして協同組合的販賣機構の動向が注視されてよいであろう。

(註1) 共同販賣が國家の米價統制を必要としたのは次の理由に基く。第一はおよそ販賣統制にとつて價格の安定が必要な條件であること(カナダ小麥プール崩壞の直接原因か一九三〇—三一年の小麥價格暴落にあつたことは人の知るところである)。然し最も重要な點は、共同販賣の發展が政府買上米を通じて強力を促進されたことである。

(註2) 食糧管理特別會計の缺損額は昭和二十一年までに累計四四億圓に達した。

(註3) 現在の食糧價格決定に關する問題點については、馬場啓之助氏「農産物公定價格體系をめぐる諸條件」(農業總合研究第四卷第一號所載)及び並木正吉氏「バリタイー米價の一考察」(本号所載)を参照されたい。

(註4) 總農家戸數對米作農家戸數の比率は次のごとし

	總農家戸數	米作農家戸數	比率
昭和二十一年	五、六七、九四九戸	四、八三、六六戸	八二・一%
昭和八年	五、六二、五五戸	四、六九、三七戸	八三・四%

但し昭和八年度は、農林省統計課『那市町村別米統計表』による。

(註5) 昭和一〇年度『米穀要覽』によれば、昭和二—六年五ヶ年間に於ける中庸の作柄につき各府縣で調査した資料からの算定て米作者の一戸當り販賣數量が平均九・九石であるのに對して、米作を爲さざる耕地所有者のそれは二六・三石に達する。

(註6) 物納小作料の消滅は、一方でまた自小作及び小作農家の販賣量を當然増加させることになる。一一俵以上一〇〇俵未満の中規模販賣者層の増加をそのあらわれとみられないであらうか。

(註7) 『米穀要覽』(昭和一〇年)によれば販賣米の作別内譯次の如し。

比 率	總 數		小 作 米	
	實 數	三、一〇四、二五石	一三、四二、四〇石	三〇、八三、一四〇石
		100.0%	三七.1%	六二.9%

三

次に、國民經濟的な視點からとらえた流通費の問題について検討する。

食糧流通過程に對して國家統制か加わる場合、流通費の一部または全部を政府が負擔し、これが豫算上の措置によつて一般國民に轉嫁させられることについては前述した。米穀統制法による政府米の操作を通じて生じた米穀需給特別會計の缺損や、管理制度下における二重價格制度によつて生じた食糧管理特別會計の膨大な赤字は、かかる性質のものとして理解される。ところが、昭和二二年度より一應獨立採算制の建前をとつて、二重價格制度を廢棄し、さらに同二四年度からは完全な均衡豫算によつて、一切の流通費は消費者が負擔することとなつた。従つて現在においては原則として、國家による流通費の負擔はないわけである。しかしながら、廣く國民經濟的な觀點からみる場合、敗

戦によつて縮少した國民經濟の中で、食糧流通費のもつ經濟的比重が著しく増大し、しかもこれが非效率的な管理方式をとることによつて國民經濟に對して大きな負擔を與えていることは、廣義に解して實質的な流通費用を増大しているものと考えることが出来る。われわれがここで分析しようとする對象は、かような謂わば流通過程のもつ國民經濟的なコストとも謂うべきものである。

はじめに國民所得額と、食糧消費額との相對的比重の變化を見たいのであるが、戦後の國民所得推計に關して信頼出来る資料がないし、また食糧消費額中少からぬ部分を占める輸入食糧が、アメリカの占領地救済資金（ガリオア）で賄われている現狀では比較の方法もない。生産數量の比較から一應の推定は出来るであらう。すなわち、昭和二四年上半年における平均工礦業綜合生産指數は昭和八一〇年比較の七二・八%であるが、昭和二三年度主要食糧生産指數は一〇二・五%に達している。^(註2) かりに産業構成や價格體系の變動を度外視して考えるならば、この數字はおよそ國民所得中における食糧生産額の比重の變化を示すものと見られる。しかし貿易部面における條件の變化、特にその極端な縮少が國民所得に對して及ぼしている影響は大きいであらう。また消費面を問題にする場合は、人口の増加も考慮に入れなければならない。そこで觀點をかえて生計費の面からみよう。内閣統計局が大正一五―昭和二年に行つた家計調査の報告によれば、家計總支出中米購入費は、給料生活者について一〇・五九%、また同じく統計局が昭和六年九月以降實施した家計調査の第一年度分報告によれば七・七三%であつた。^(註3) これに對して最近の狀況を見るに、東京都廳調査による給料生活者家計費中において、主食費の占める割合は、二三年九月において最高の二六・八八%を示し、その後下り氣味ではあるが二四年五月においてなお二〇・〇九%を占めている。國民生活において食糧のもつ相對的比重が、いかに増大しているかが知られるのである。ただ統計局調査における給料生活者は全國平均

第 6 表 一世帯當り主食費内訳
(C P S 東京地區 24 年 1—5 月平均)

	米	麥 類	甘 藷	馬 鈴 薯	合 計
總 額	円 1,477 74	円 759 25	円 241 48	円 53 57	円 2,532 04
配 給	941 29	624 26	2 98	0 81	1,569 34
非 配 給	536 45	134 99	238 50	52 76	962 70

麥類には小麦粉及び食パンを含む。

であつて、東京都廳調査と對象が異なること、及び前者においては米穀費のみをとつてゐるに對して、後者が主食費全部についての統計であること（第六表參照）、さらにまた後者においては闇買ひを含めた實效價格によつてゐる點などの種々の相違はもちろん考慮しなければならぬが、戦後國民生活水準が著しく均一化されていることや、また第七表に見られるように、戦前の給料生活層においては米穀費を以てほぼ主食費と看做し得ることなどによつて、兩者の比較が一應國民生活における食糧消費額の比重の變化を示すものと考えることが出来るであらう。しかしながら、以上の結果は、單に戦後における國民生活水準の異常な低下という事實を示すに過ぎない。われわれの検討しようとする問題は、このような數量的比重の變化を背景として、國家管理方式によつて運営される食糧流通過程が國民經濟の循環に對してどのように作用し、その均衡との關連においていかに考えられるべきかという點である。しかしこのような食糧管理制度の經濟的機能を、國民經濟のあらゆる部面において分析することは困難でもあり、またその必要も少いと思われるから、われわれは經濟循環の最も集中的な表現と見られる資金面の分析を重點的に行うこととする。このことはまた、流通費の構成要素中で極めて重要な點でありながら必ずしも明確にされていない金利についての分析を行う上に必要があるので、管理制度前後の狀

第 7 表 戦前における主食費の構成

		全 額	米	麥	其 他
給 料 生 活 者	A	12.27	11.75	0.17	0.32
	B	7.06	6.37	0.06	0.63
勞 働 者	A	14.27	13.72	0.19	0.37
	B	8.12	7.46	0.08	0.58

Aは内閣統計局『家計調査報告』大正 15—昭和 2 年

Bは内閣統計局『家計調査報告』昭和 6—7 年

東畑、大川『米穀の消費統計に関する調査』より引用

況についてやや詳細に比較検討したいと思う。

管理制度以前において、食糧流通過程に動員されていた資金量がどれほどであつたかを正確に測定することは極めて困難な作業であるが、一應米だけについてみれば、次のような操作によつてその概数を推計することが出来るであろう。すなわち、各月別の内地生産者販賣数量と輸移出入差額との合計に前月繰越量を加算したのから當月分消費額を控除したものをもつて、その月における流通市場在庫量とする。ただこの場合、年度繰越量中には農業倉庫の在庫量が相當に含まれており、その大部分は地主および生産者の手持であつて、本来の共同販賣の建前からいえば流通資金を必要とするべきものではなく、その分は控除すべきものであらう。しかしながら、共同販賣の實情からみて、出荷者に對しては何らかの形で代金の假拂いが行われ、あるいは少くともそれを擔保とする金融が行われていたものと考えられるから、ここでは流通高に加えておく。次に流通價格であるが、厳密に言えば月別販賣高および輸移出入高については、それぞれの月別單價をとり、消費量については、同じく月別消費者價格から平均的輸送費、倉庫費、加工費および金利を控除したものをとらなければならないが、あまりに繁瑣な計算となるから一應昭和八一〇年三ヶ年平均の東京中米相場をとれば、月別資金需要量は

第 8 表 管理制度前米穀流通資金月別需要量

月別	前 繰 越 高	内地生産者 販賣高	輸移入高	輸移出高	需 要 者 消 費 高	流 通 高	資 金
	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千円
11	11,448	4,013	1,396	71	3,781	13,005	336,309
12	13,005	6,322	1,921	106		17,361	448,955
1	17,361	4,321	1,070	44		18,927	489,452
2	18,927	2,724	1,040	41		18,869	487,952
3	18,869	2,241	1,005	71		18,263	472,281
4	18,263	2,041	995	74		17,444	451,101
5	17,444	1,941	813	107		16,310	421,776
6	16,310	1,742	785	70		14,986	387,537
7	14,986	1,764	1,209	76		14,102	364,677
8	14,102	2,005	1,211	40		13,497	349,032
9	13,497	1,927	1,144	33		12,754	329,818
10	12,754	2,158	699	47		11,783	304,708

管理制度と食糧流通費の諸問題

- 1 内地生産者販賣高は昭和 10 年度『米穀要覽』による。各道府縣の大正14—昭和 4 年5ヶ年間に於ける中庸の作柄の年につき調査した資料を基礎として作成。
- 2 輸移出入高の 11 月における前月繰越高及び 10 月における翌月繰越高は『米穀要覽』による昭和 8—10 年 3 ヶ年平均。
- 3 消費高は各月一定と考え次により算出した。

11 月前月繰越高 + 販賣高 + 輸移入高 - 輸移出高 - 翌年度繰越高

12

第八表のごとくになる。麥類については以上のような統計が得られないから算定出来ないが、月別資金需要量が米とほぼ反對の曲線を描くから、さほど大きな影響は及ぼさないであろう。さて前表によれば、資金需要量のピークは一月であつて約四億八千九百萬圓に達し、これを昭和八—一〇年平均の全國銀行預金總額約一二億圓に比較すれば四・〇%、同じく貸出金總額約九〇億圓^(註6)に對しては五・四%のウェイトを占めている。次にこの資金が誰によつて負擔されているかの検討にうつる。ただここで、次の點については豫め注意を要する。すなわち第八表で測定

第 9 表 管理制度前米流通量の系統別内課 (単位千石 括弧内数字は 100 分比)

管理制度と食糧流通費の諸問題

年次	総流通量	10月における政府米の内地在り	外地における政府買付高	差 引 流通量	産業組合取扱数量			商 業 者 取扱数量
					産業組合 販 賣 高	10月+1における産業組合在米高	合 計	
昭和 6 年	54,823	4,245	-	50,578 (100.0)	3,854	1,437	5,291 (100.4)	45,287 (89.6)
7	51,773	3,761	34	47,978 (100.0)	4,206	1,405	5,611 (11.7)	42,367 (88.3)
8	55,593	2,960	1,183	51,450 (100.0)	5,821	1,901	7,722 (15.0)	43,728 (85.0)
9	63,063	11,325	188	51,550 (100.0)	7,756	2,312	10,068 (19.5)	41,482 (80.5)
10	58,584	5,921	-97	52,765 (100.0)	8,369	2,638	11,007 (20.9)	41,758 (79.1)
11	56,430	3,939	-41	52,532 (100.0)	8,916	1,268	10,184 (19.4)	42,348 (80.6)
12	58,534	3,796	670	54,068 (100.0)	9,554	1,307	10,861 (20.1)	43,207 (79.9)
13	54,712	5,965	1,306	47,441 (100.0)	10,151	1,292	11,443 (24.1)	35,998 (75.9)
14	53,961	6,753	-	47,208 (100.0)	11,241	639	11,880 (25.2)	35,328 (74.8)

1. 総流通費の算出は『食糧管理年報』による。但し昭和 11 年以前の内地米推定販賣高は各前年生産高の 56.2% として計算す。
2. 10 月末内地政府所有米在米高は昭和 7 年より 11 年までは東洋經濟新報社『日本經濟年報』により、昭和 6 年及び同 12 年以降は昭和 16 年度『米麥摘要』より算出。
3. 産業組合取扱高は昭和 11 年まで『産業組合年鑑』昭和 12 年以降は『食糧管理年報』による。
4. 10 月末における産業組合在米高は農産倉庫在庫量に生産者及び地主の寄託数量比率を乗じたもの。外地における政府買付は『米麥摘要』より算出した買付高より賣却高を差引いたもの負数は外地における賣却超過分。

した資金需要量は特定の年次を基礎として設定された一つの靜態的なモデルであつて、その絶対額が各年次の豊凶や價格關係などによつてはげしく變動することは謂うまでもない。一方流通過程をめぐる商業組織、産業組合及び政府の役割の相對的地位は、管理制度前一〇年位の時期においては年々はげしい變化を見せていた。われわれは次にその動態的な姿を描き出すところをこころみる。

まず、各年度における内地米の推定販賣量に前年度からの持越高及び輸入高を合計

したものをもつて總流通量とし、これから各米穀年度末における政府所有米在高及び當該年度における外地米の政府買付高とを控除したものが、産業組合及び商業者の兩系統に配分されている割合をみよう（第九表參照）。産業組合系統の取扱高は昭和六年の一〇・四％から逐年増加して一四年には二五・二％に達するが、數量的にみて顯著な増加を示すものは昭和八一〇年の政府買上米の増大をめぐる全販連の發展期であつて、その他の年はむしろ停滞している。

全般的にみて、産業組合の進出が人々に與えていた異常に華やかな印象からすれば、その發展の足どりは、必ずしも顯著とはいえない。一方商業系統についてみれば、その取扱高が明確に減少を示したのは日華事變以後のことで、さらに昭和一四年においてさえ、全體の流通量に對して占める比率は七四・八％に達してその支配的地位は少しも崩れていない。しかも兩系統の取扱高の比較を試みる場合に注意すべきことは、集荷から最終販賣に至るまでの一貫性における兩者の重要な相違である。すなわち産業組合を通ずる販賣米の大部分は中途で商業系統に引き繼がれ、消費段階まで接續するものは一少部分に過ぎない點である。^(註7)ただ、いかなる段階で引繼がれるかによつて組合販賣量のもつ意味が違つてくる。たとえばその販賣の相手方が消費地の小賣業者である場合には、ほぼ流通過程を一貫しているものと認めることが出来るし、反對に卸賣業者に對して時期的にも集中して販賣が行われる場合は、市場統制という立場から共同販賣のもつ意味は甚だ薄くなつて單に共同出荷がなされるというに過ぎないこととなる。この點について全販連東京事務所の調査によれば、その當用米月別販賣數量（昭和八一〇年）が年間殆ど恒常的で、季節的な偏りが認められないことが示されている。このことは、組合の販賣米が比較的最終段階まで達していたことを證明するものとも考えられるが、これをもつて直ちに組合販賣全體の狀況となし得るかは疑問としなければならぬ。むしろ縣連以下においてはその供給先は主として問屋であり、しかも各縣連間の競争關係さえあつたことは人の知ること

くである。

次に政府買上米の状況について述べる。その買入及び賣却數量は第一〇表のとおりで、昭和初年の米價低落時期において買入超過が次第に累積し、特に昭和八年の大豊作でその頂點に達して、政府米の手持高は一千萬石を超えるに至つた。年間の賣買數量としては、昭和九年を除き必ずしも總流通量に對して大きな部分を占めるものとは言えないが、その特徴として常に多量の繰越手持高を有するために、資金的にみた場合には甚だ大きな作用をもつてゐる。このことは前表の政府手持高を、前掲

第 10 表 政府買上米の推移

年 次	買入數量	賣却數量	年度末に政府米高
昭和 4 年	千石 1,467	千石 973	千石 1,595
5	2,019	1,023	2,591
6	2,048	1,563	3,076
7	3,170	2,485	3,761
8	3,913	1,260	2,960
9	9,800	3,072	11,325
10	1,683	3,420	5,921
11	911	1,813	3,939
12	1,590	1,063	4,466
13	4,471	995	7,442

1. 買入及び賣却數量は昭和 11 年までは太田嘉作『米價政策史』同年 12 以降は昭和 16 年度『米麥摘要』により集計した。曆年度による。
2. 政府米在高は昭和 7—11 年は東洋經濟新報社『日本經濟年報』により、その他は推計である。

第八表「米穀流通資金月別需要量」における各月別在荷量に比較してみれば一層明らかである。

以上で米穀流通資金が、商業組織、産業組

合及び政府の三者によつて分擔されている割合を、各年次別の變化において分析したわけであるが、さらにこれら資金の調達状況を以下において検討する。まず商業組織についてであるが、これはその性質上具體的に析出することは不可能である。ただ概括的に言えることは、商業組織が全取引數量の壓倒的部分を占めているのに拘らず、その資金は無數に存在する集散地および消費地の中小問屋資本によつて賄われていて集中的な動きがないために、國民經濟的

にみた場合その作用がさまで大きくなかつたという點である。銀行資本のこの分野への進出は、輸送期間中の荷爲替金融を除いては餘り見られない。従つて商業關係資金の最も大きな動きは米穀取引所における投機資金にあつたものと考えてよいであろうが、これとてもその他の産業及び商業部門に比較して必ずしも大きくない。例えば木村和三郎氏の調査によれば、堂島市場を中心として銀行資本との接觸の最も深いと思われる大阪においてさえ、銀行の米穀商

第 11 表 米穀證券發行狀況
(年末現在高單位圓)

年 次	買上米代金として交付せる米穀證券發行高	總發行殘高
昭和 4	121,672,369	121,672,369
5	-	-
6	18,509,142	48,508,971
7	49,362,901	75,726,142
8	88,364,552	226,364,552
9	258,645,944	543,645,944
10	59,390,872	522,390,872
11	34,011,627	453,601,627
12	62,159,569	444,159,569
13	63,094,420	451,094,420
14	28,683,382	360,682,382

銀行通信録より計算す。

しかも多くの場合新しい信用の巨大な造出を伴うために、その金融市場に及ぼす影響は比較的大きかつた。なお産業組合資金は政府資金の流れを汲む場合が多いから、ここではまず政府資金から述べる。周知のごとく政府買上米の代金は、翌年四月一日を償還期日とする米穀證券を以て支拂われるのであるが、もともと政府の買上げは需給調節の必

人に對する金融額は昭和六一〇年五ヶ年平均で約一千五百萬圓であつて、市内組合銀行の平均貸出總額一二億圓に比較して微少であり、紡績業者及び綿織物業者等に對してはるかに及ばないという。^(金融)そして商業系統取扱數量の比重からみて、資金面におけるかかる傾向を以て管理制度前における狀況を特徴付けることが出来るであろう。ところが、産業組合系統資金及び政府資金についてみるに、前述したごとくその取扱數量は總流通數量に對して必ずしも大きなものではないが、資金調達が集中的に行われ、

第 12 表 産業組合系統資金状況 (百万円)

年次	預 貯 金			貸 出 金			餘 裕 金		
	單位組合	連合會	中 金	單位組合	連合會	中 金	單位組合	連合會	中 金
昭和6年末	1,063	143	47	1,015	98	96	48	45	-49
7	1,043	161	63	1,005	97	115	38	64	-52
8	1,158	230	102	1,010	102	156	148	128	-54
9	1,254	253	104	1,022	99	159	232	154	-55
10	1,372	279	119	1,041	101	157	331	178	-38
11	1,504	305	103	1,062	107	164	442	198	-61
12	1,447	382	123	877	118	172	570	264	-49
13	1,825	561	185	868	112	162	957	449	23
14	2,533	929	279	855	121	196	1,678	808	83

要から行われるもので、必ずしも買上数量に見合うだけの賣却が當該年度にされるわけではないから、多くの場合この償還のために、さらに資金調達が必要が生まれ、このために別途米穀證券發行が行われるのである。そして通常これは一般金融市場において消化されず、日本銀行および預金部資金によつて引受けられていた。さらにまた、買上米の代金として交付される米穀證券もその大部分は農林中央金庫および一般市中銀行を通じて日銀及び預金部に還流することとなり、かくて米穀證券の發行額は全面的に政府資金の放出となるが、その額は第一一表に見られるような巨額に達している。しかもこの數字を前掲第一〇表「政府買上米の推移」と比較してみればわかるように、米穀證券の發行残高は本来政府米手持高に照應すべきものであるのに拘らず累年發行超過を來しているのである。言うまでもなくこれは、貯藏管理中における経費や損敗による米穀需給特別會計の損失によつて生じたものである。當時における財政の規模からみて、米穀統制のため必要とする政府資金が少からぬ負擔であつたことが想像さ

れる。(昭和八一〇年における一般會計歳出總額は平均約二億であつた。)次に産業組合系統資金の調達狀況についてみよう。前にも觸れたように、米販賣量の季節的集中が農民の窮迫販賣に原因するものである以上、これを調節するためには、その取扱數量に見合うだけの流通資金の存在を前提としなければならないことは勿論であり、かかる資金の裏付けを缺く場合は、比較的餘裕のある農民だけが共同販賣組織を利用し得ることとなり、窮迫販賣に對する調節的作用は弱まらざるを得ない。そしてかかる流通資金は組合の自己資金によつて賄われる建前であり、このためには信用部門の充實が並行的に行われることを必要とする。しかしながら、産業組合系統信用機關は、もともと農民に對する貸出しを目的として發足したものであるために、その資金運用狀況を一覽すれば明らかであるが(第二表参照)、昭和一〇年以前は單位組合においては預貯金の限度一ぱいまで貸出しがなされており、留保金は僅少で、むしろ上級機關からの借入金にたよつて貸出しを行つてゐる狀況である。従つてこの時期においては、共同販賣のための流通資金を自己資金によつて負擔するがごときことは全く不可能であつた。このような資金難が當初販賣組合の普及にとつて大きな制約となつたことは否定出来ないが、また、一方組合をして全面的に政府資金に依存させる結果となつた。昭和一〇年以降、農家經濟の好轉によつて産業組合系統資金が次第に潤澤になつて來たことは、前表に示されるとおりであるが、それにも拘らず、政府資金の流れもまた一層活潑になつてゐることは注意を要する。かかる資金面での充實が、さきに述べた米穀自治管理法的前進の一つの根據になつてゐるものと言える。そこで次に共同販賣に對する政府資金の寄與の程度を係數的に検討してみる。第二三表を参照されたい。B欄に示す數字が販賣組合流通資金のピーク需要量である。これに對して農林中央金庫から放出される米麥資金^(註10)(麥資金は僅少である)の貸出額はD欄のごとくで、その比率は相當大きく、特に昭和一二年以降著しく増加してゐる。そして言うまでもなく、この米麥資金は政府の指

第 13 表 産業組合米穀資金需要と農林中央金庫放出資金（単位圓）

年 次	(A) 年間需要資金	(B) 最大需要額	(C) 政府買上米 取 扱 高	(D) 米 麥 資 金 貸 出 額	(E) 米 穀 證 券 買 取 額
昭和 6 年	98,359,690	31,504,387	—	31,981,429	6,264,700
7	119,121,530	38,154,626	18,163,071	28,279,971	7,718,845
8	166,409,100	53,300,834	14,377,684	62,778,579	50,955,856
9	263,882,280	84,521,404	76,193,874	32,315,603	9,397,225
10	328,228,740	105,131,428	7,167,643	45,855,158	7,698,508
11	312,648,800	100,141,154	14,076,326	59,501,500	12,871,056
12	423,860,100	135,762,390	9,755,907	143,709,984	14,069,223
13	454,913,200	145,708,633	20,064,790	143,849,889	48,971,009
14	454,410,000	145,547,633	—	270,772,634	183,113,668

1. (A) は前掲第 9 表の産業組合取扱高に各年の東京中米相場（『米穀要覽』による）を乗じて算出した。
2. (B) は前掲第 8 表「米穀流通資金月別需要量」において測定した資金回轉速度と同一と假定して計算した。
3. (C) は「産業組合年鑑」による全販連取扱高を示す。
4. (D) 及び(E) は農林中央金庫編『産業組合中央金庫史』による。

定貸出であつて、産業債券（全部預金部引受および預金部よりの借入によつて調達されるものである。また政府買上米に對して交付された米穀證券の割引も一種の流通資金と解釋されるが、これも農林中央金庫の餘裕資金運用による分は少く、主として日本銀行の再割引に依存していたのである。^(註11)

以上を總括して言えることは、管理制度成立に至るまで流通機構の主流は商業系統によつて占められていたために、食糧流通の所謂國民經濟的コストの問題はさほど重要性をもつものではなかつたが、この間にあつて政府米の操作及び産業組合を通ずる政府資金の流れが次第に増加の傾向にあつて、財政との均衡が問題となりつつあつたという點である。

さて、われわれは次に管理制度下における問題に移るわけであるが、はじめに最も重要な變

第 14 表 管理制度下における資金回轉狀況 (昭和 24 年分)

(單位:百圓)

月 別	食糧證券 發行 現在額	前 渡 資 金 放 出 額			代 金 回 收 額	
		總 額	中 金	日 銀	入 金	未 納 額
1	130,000	15,800	14,800	1,000	-	-
2	128,000	12,400	12,100	300	-	-
3	118,140	7,000	7,000	-	-	12,087
4	109,340	12,250	11,950	300	18,294	18,023
5	104,840	18,360	18,160	200	28,742	15,503
6	85,140	11,100	11,000	100	25,979	14,427
7	89,140	14,800	14,300	500	24,256	15,222
8	83,140	10,600	10,000	600	24,768	14,815
9	83,140	17,700	17,400	300	24,205	14,167
10	-	43,500	42,000	1,500	22,116	13,121
11	-	38,400	37,000	1,400	-	-
12	160,000	42,000	40,500	1,500	-	-

管理制度と食糧流通費の諸問題

前渡金放出額は食糧總主計課、代金回収額は同經理課調査による。但し代金回収額は食糧配給公團のみであり、10 月分は諸額を含まない。

化として資金系統の一元化、換言すれば國家資金による全面的な負擔という事實をあげなければならぬ。すなわち、供出食糧に對しては豫め支拂機關に對して流されている政府の前渡資金によつて現金拂いが行われ、さらに配給面を擔當する食糧配給公團も、自ら資金調達を行うことなく、全面的に食糧特別會計に便乗して資金繰りを行つていたのである。^(註13)したがつて食糧特別會計における買入食糧代金支拂額(正確には前渡金の放出額)から食糧配給公團その他よりの賣渡代金回収額を差引いたものを以て、食糧流通に動員されている資金量と考えてよいわけであり、大體においてそれは食糧證券の發行現在額に相應するものである(第一四表參照)。その資金量は早期供出の強行によつて資金放出の時期的集中が極めて著しいために巨額に達する。(米の月

別供出數量比率を管理制度前における月別販賣量のそれと比較すれば第一五表のとおりである。さらに管理制度下における資金の膨脹については次の事情が加わる。すなわち、前渡資金制度のために政府の資金放出と支拂機關における實際支拂との間には時期的相違があること、および食糧配給公團の資金回轉狀況が極めて鈍く、その代金延納が約二〇日間に及んでいることなどのために、自由取引制度下における資金事情とは反對に商品の實際在荷量以上に資金需要量が増大することである。

第 15 表 月別米販賣量及び供出量比較

月 別	大正14—昭和4 5ヶ年平均	昭和 18 年	昭和 22 年
10	% 6.5	% 11.8	% 16.0
11	12.1	12.9	17.4
12	19.0	38.4	34.8
1	13.0	22.6	12.5
2	8.2	9.9	7.7
3	6.7	3.2	1.6
4	6.1	1.2	-
5	5.8	-	-
6	5.2	-	-
7	5.3	-	-
8	6.0	-	-
9	5.8	-	-
合 計	100.0	100.0	100.0

『米穀要覽』、『農林年鑑』及び『食糧管理月報』による。

一般國民資金の動向と對比してその作用がいかに大きいかを知ることが出来る。

以上のような資金面における回轉狀況の惡化は、直接的流通費用の面においても當然金利部分の増大となつてあらわれるべきものであるが、更にまた、かかる膨大な資金が一般市中金利に比して著しく低率な國家資金によつて負擔されていることは、潜在的な金利負擔が國民に轉嫁される結果となつてゐる。然しながらより基本的な問題としては國民經濟における民間資本が極めて窮乏しており、全産業部門特に工業の資本蓄積のために國家資本の最も效率的な

運用が必要になつてゐる現在、國家資金の重要な部分が食糧流通面に固定されてゐることによつて受ける國民經濟の負擔が重視されなければならない。かような意味における食糧流通の國民經濟的費用を減少するためには、金融技術的な面からの改善や供出數量の時期的配分の調整が必要であることは謂うまでもないが、さらに食糧流通過程における政府機能の直接的管理方式からの轉換に際して、流通面における民間資本の活用が考えられるべきであらう。

(註1) 經濟安定本部生産指數による。

(註2) 筆者算出。米・大麥・裸麥・小麥・甘藷・馬鈴薯の六品目の生産量につき、基準、比較兩年次の生産價額ウェイトを乗じてフィッシャー式により計算せるもの。

(註3) 東畑・大川『米穀の消費統計に關する調査』より引用。

(註4) 農林省『米穀現在高調査』によれば、昭和九年十一月一日において總在荷量一五、五〇五千石の中、農業倉庫及び連合農業倉庫在荷量は二、八二九千石に及ぶ。

(註5) 『産業組合要覽』によれば、昭和一〇年度における農業倉庫寄託玄米數量の寄託者別内譯は次のごとし。

實 數	總 數			主 商		
	農	民	地	商	人	
三、四、七、六〇、依	一、四、七、八、六〇、依	五、三、四、七、依	三、六、三、四、七、依			
比 率	一〇〇・〇%	六二・八%	三三・八%	二五・四%		

(註6) 大藏省『財政經濟統計年報』によれば左の通りである。(單位千圓)

全國銀行預金總額		昭和八年		昭和九年		昭和一〇年	
全國銀行貸出金總額	一、五、九、二、八	三、一、〇、三、七、七	三、九、〇、六、二、一				
全國銀行貸出金總額	九、三、三、五、五	八、八、七、三、三	九、〇、〇、九、七〇				

(註7) 「全販運」東京事務所管内當用米販賣先別販賣數量(昭和九年十一月—同一〇年九月)は左の通りである。——東畑・大川『米穀の自治的販賣統制』七二頁より引用。

販賣先

實數

割合

購買組合	七、三九表	四・六%
軍部關係	一七、四六九	九・二%
消費團體	七、〇二	三・九%
酒造業者	五、〇六	〇・二%
精米業者	三、一五	一・〇%
米穀業者	一、五八、二六	〇・七%
其他	七、四七	〇・四%
合計	一、九四、七八	一〇〇%

(註8)

「全販連」東京事務所當用米販賣高の月別比率は次のごとくである。——東畑・大川前掲書一一三頁より引用。

(註9)

大阪市内米穀商への組合銀行貸出額は左のごとくである。——木村『米穀流通費用研究』二三頁(年平均單位千圓)。

昭和九年	七・三%	一・二	七・六	八・九	一〇・七	七・四	七・一	九・八	七・八	八・一	六・五
昭和一〇年度	七・五	八・五	九・〇	七・四	七・一	七・七	七・四	九・九	九・四	九・二	八・八
昭和六年	七	七	八	九	九	一〇	五	五	五	五	五
貸出總額	九六・七	一五、一五	一五、六三	一五、七三	一六、四三	一四、五二	一四、五二	一四、五二	一四、五二	一四、五二	一四、五二
内商品擔保	一、九四	六・七	六、四三	五、三八	六、八四	五、四九	五、四九	五、四九	五、四九	五、四九	五、四九
昭和六年三月	四〇、〇〇	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七
昭和七年三月	五、四、一〇	九、八五	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一
昭和八年三月	五、四、一〇	九、八五	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一
總額	四〇、〇〇	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七	五、四、〇七
米	五、四、一〇	九、八五	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一	一三、四一

管理制度と食糧流通費の諸問題

砂	六〇、二七	六〇、五三	八五、七六
食糧	一五、〇六四	一四、五四四	一二、七三
綿織物	八、九五四	一五、七四	一五、八六
毛織物	五、六八	五、八〇一	八、八九
棉花	三、元二	五、〇五〇	九、〇〇三
羊毛	六、六〇	一五、五三	三、七五

(東洋經濟新報社『日本經濟年報』による)

(註10) 米麥資金はその性格上純粹の意味における流通資金ではないが、出廻り調節のための貸付けであるから、廣義に解すれば流通資金の概念に入れ得るのである。

(註11) 昭和四—一四年の間において農林中央金庫が買取つた米穀證券三五五、九七七、二九八圓の内三二八、二三九、九五一圓か日本銀行によつて再割引されている。(農林中央金庫史六六六頁)

(註12) この點について昭和二三年四月、現行の現金拂制度がとられる前の状態は若干異なる。すなわち、供出食糧に對して食糧證券が交付されたことは管理制度以前と同様で、ただこの糧券はその大部分を中金において保有し、縣農業會以下に對しては中金資金を流して農民にはその口座に預金振替を行つていたのである。従つて糧券の償還が行われるまでは農業會資金が働いてゐるわけであり、また農民が供出を行つてから預金振替を受けるまでに約一ヶ月の期間を必要とした。勿論、中金は資金繰りの關係上、手持食糧證券の大部分を日銀に對し割引を求めているのである。

(註13) 食糧配給公團は食糧廳に對して、その買取商品代金を、地域により一五—三〇日の延納を認められており、これによつて資金操作を行つてゐる。たとえば、昭和二三年下期決算の貸借對照表によれば、その貸方の内譯は左の如くである。

千円	
130,000	
800,000	
15,251,546	
3,073	
180,043	
42,680	
7,146	
213,561	
996,580	
1,964,209	
259,814	
223,033	
2,246	
1,541,472	
6,895,999	
6,248,265	
34,759,673	

基	本	金
支	拂	形
買	掛	金
受	販	未
託	取	拂
前	引	金
未	拂	高
未	拂	稅
未	拂	金
未	拂	息
未	拂	費
未	拂	掛
支	拂	定
預	り	金
預	保	券
國	納	々
本	支	金
當	期	定
貸	方	金
		計

四

前節においてわれわれは、國民經濟的觀點からする流通費用の一側面に觸れたのであるが、以下においては直接的流通費用の構成が管理制度に伴つてどのように變化しているかの問題に移る。

商業的機構における流通費の算定を正確に行うことは困難な問題である。輸送費、在庫費及び加工費のような所謂物的費用についての推計は可能であろう。問題は商業利潤（これは前節で述べたような商業資本の性格から金利と不可分に結び付いている）を主體とする所謂人的費用の内容である。各流通段階における價格差から固定經費を控除することによつて一應の推計は出来るであろう。しかしながら前述したように、商業利潤の主要な源泉が米價の季節變動と販賣量の集中による投機的利潤にあつたことからみて、この方法を以て商業利潤を正確に測定することは出来ない。従つて、嚴密な意味で商業利潤を計算するためには、米價及び販賣量の季節的變動をも加味した總利潤から物的流通費用の總額を控除しなければならない。この場合、金利は必要資本の全額を借入資金によつて賄うものと假定して、これに平均的利率を乗じて計算し、控除額のうちに含ませることが出来るであろう。けだし現在の經濟機構を前提とする限り、金利を以て輸送費その他の費用要素と同一の系列において考えることは當然と思われるからである。ただ以上

のような計算は技術的に著しく困難で、大量觀察的な立場からの誤差も多いと思われるから、近似的な計數としては生産地、卸賣、及び小賣の各段階における價格差を基準として算出することも可能であろう。ただこの場合は、商業利潤部分が過少に出ることに注意すればよいわけである。あるいはまた別の方法として、仲買人、産地及び消費地間屋、並びに小賣商の經營調査によつて實質的利潤を測定することも考えられる。かような研究としては谷口吉彦博士

第 16 表 管理制度前における米穀流通費用と 1 石當り米穀價格

費 目	金 額	百 分 比
産 地 相 場	円 22.5186	% 78.7
鐵 道 運 賃	0.5530	1.9
其 他 の 運 賃	0.3700	1.3
包 裝 費	0.7777	2.7
貯 藏 費	0.2280	0.8
其 他 の 費	-	-
生 産 的 流 通 費	1.9287	6.7
米 穀 檢 査 料	0.2112	0.7
問 屋 口 錢	0.2311	0.8
仲 買 人 口 錢		
小 賣 商 口 錢		
純 粹 流 通 費	3.7400	13.1
流 通 費 合 計	4.1827	14.6
卸 賣 價 格	26.1114	21.3
小 賣 價 格	24.9000	86.9
	28.6400	100.0

小賣價格は搗減差引値段、すなわち白米 9 斗 4~6 升の價格となる。

農會の流通費調査の結果を基礎とし、これに後述する木村氏の調査結果を併用して生産地相場、卸賣價格及び消費者價格に接續させたものである。従つて、本表に示される數字は主として固定的經費に限られているものと考へてよいであらう。例えば仲買人及び問屋口錢の合計が僅かに二三錢で、小賣價格の〇・八%に過ぎないことなど實情を相距

の『商業組織の特殊研究』、あるいは小賣商に關する村本福松氏の研究(經濟學雜誌二卷一號所載)などをあげることが出来る。しかし、これらにおいても固定的經費については比較的正確に出るが、利潤部分については、必ずしも明らかではない。それで、ここには木村和三郎氏が『米穀流通費用の研究』において示しておられる計數を引用しておこう(第一六表。本表の數字は、昭和八年度における帝國

るものである。

次に販賣組合系統の流通費については、その性格上詳細な調査が可能である。木村氏が前出書の中で示しておられる調査は、主要移出縣農會及び米穀検査所からの報告を基礎としたもので、流通費用（總體としての流通費ではなく）の具體的内容を最も精細に分析した資料であるが、これは主として組合系統の流通費を對象としたものである（第七表）。ところで、前述したように共同販賣の主要な目標は流通費の縮減にあつたと考えられるのであるが、固定経費的な面においては必ずしも顯著な流通費節減があつたとは思われない。ただ、米價の季節變動に基く潜在的な商業利潤を排除している點において大きな意義があり、また部分的には中間商人の手數料部分についても積極的な影響を與えていることが認められる。その著しい例は產地仲買人の機能が販賣組合の進出によつて減少し、その手數料も極度に切下げられている點に見られるのである。

さて以上のような流通費諸要素の構成は、食糧管理制度がとられるに及んで大きな變貌を遂げた。それは謂うまでもなく季節的價格差を主たる源泉とする商業利潤の消滅である。勿論、前述のごとく商業利潤の排除は、すでに生産者共同販賣においてその主要な目標となつていたのであるが、當時においては共同販賣といえども商業機構と同一市場において競争關係にあつたために、流通費の形成も相互的な影響下にあつて必ずしも純粹な理念を貫徹することが出来なかつたのである。かくて管理制度下においては、人的流通費なるものの内容は集荷及び配給に要する必要経費のみで、所謂超過利潤部分は全く含まれない。さらに必要経費として見込まれるものうち食糧廳經費については、そもそもこれを全面的に流通費と考えるべきか否か疑問である。食糧管理制度の基本的性格をいかに考えるかによつて異なるが、國家の政治的の必要に基く費用をも包含しているものと考えられないこともない。さらに現在の消費者價格

諸費用の構成（單位圓）

純粹流通費用		合 計		金 融 費 用	總 計	
米 穀 檢 査 料	流 通 諸 手 數 料	東 京	大 阪		東 京	大 阪
28 00	33 14	232.64	-	-	232.64	-
22 50	6.50	175.44	-	-	175.44	-
23.00	15.30	187.35	210.10	東京 4.03 大阪 5.11	191.38	215.21
7 50	9 40	220.64	234.64	6 77	227.41	241.41
25 00	32.50	181.10	223 00	4.40	185.50	227.50
21.50	25.00	192.50	242.50	11.30	203.80	253.80
-	21 73	101.44	-	-	101.44	-
31.50	18.30	180.60	204.50	5.54	186.14	210.04
11.08	20.00	-	174 73	1.00	-	175.73
15 00	50 00	295.40	267.40	4.22	299.62	271.62
12 50	10 00	-	233 30	3.13	-	236.43
16 20	23 70	-	220 40	6.80	-	227.20
-	62.80	-	132.13	-	-	132.13
-	3.13	-	112 81	-	-	112.81
19.95	22 80	271.15	230.15	4.70	275.85	234 85
22.50	17.50	-	263.75	4 20	-	267.95
17.50	27 50	-	258.15	4.20	-	262 35
13 80	15.00	268 90	230.90	1 60	270 50	232.50
20.00	20 50	276.00	236.50	3 36	279.36	239 86
26 25	20 00	389.75	284.75	4 80	394.55	289.55
-	14 50	193 10	153 80	-	193.10	153 80
25 89	25.91	280.69	260 32	4 06	284.75	264 38

管理制度と食糧流通費の諸問題

第 17 表 米 穀 流 通

種 別 縣 別	輸 送 費 用			在 庫 費 用	
	鐵 道 運 賃		其 他 の 輸 送 費	包 裝 費	貯 蔵 費
	東 京	大 阪			
岩 手	57.90	—	34.40	50.00	29.20
宮 城	51.10	—	25.97	58.25	11.12
秋 田	64.00	86.75	23.15	573.15	8.75
山 形	65.00	79.00	68.20	52.00	18.54
福 島	41.00	83.00	27.50	50.00	5.00
茨 城	24.00	74.00	33.50	71.00	17.50
千 葉	18.23	—	40.06	—	21.42
新 潟	45.00	68.00	(東京 35.90 大阪 36.80)	25.60	24.30
石 川	—	43.36	49.54	34.49	16.26
福 井	63.00	35.00	55.00	76.00	36.40
三 重	—	36.00	27.40	133.00	14.40
滋 賀	—	21.00	32.50	104.50	22.50
奈 良	—	11.50	38.43	—	19.40
鳥 根	—	45.30	45.63	—	18.75
岡 山	71.00	30.00	35.90	99.00	22.50
山 口	—	57.50	57.50	85.00	23.75
香 川	—	23.00	21.40	145.00	23.75
佐 賀	116.00	78.00	46.60	67.50	10.00
熊 本	121.20	81.70	40.30	59.00	15.00
大 分	185.00	80.00	44.75	85.00	28.75
宮 崎	137.20	97.90	36.40	—	5.00
平 均	75.70	55.33	45.86	77.77	29.36

木村『米穀流通費用の研究』93 頁より引用

算出方法は、食糧管理に伴う年間總經費を年間總配給量で除したのもつて必要流通費としてしているのであるが、これについては次の點に注意を要する。第一は流通費が劃一的である結果、生産地と消費地間の距離其他の條件による差異が考慮されていない點である（地域的だけについても第一七表に見られるような流通費の差があつた）。例えば生産農家が食率の關係などから還元配給を受ける場合、自分の供出した食糧を、極端な場合は自分の倉庫で配給を受けても、同一の流通費を負担するわけである。^(註5)農家にたいする配給量は年間約七百萬石に達するのであるから、これが平均的流通費を實際以下に低めてゐる作用は無視出来ない。第二は輸入食糧の流通費計算が國內産食糧と同一の基準で行われている點である。すなわち、輸入食糧の買取は港における船乗渡で行われ、その流通経路は國內産食糧の場合と異つた條件にある。兩者の必要經費の比較は分析の結果に俟たなければならぬが、ただ明らかに言えることは、輸入食糧の買取價格が國內産食糧の基本價格であるために、超過供出特別價格による差額及び早期供出の奨励金部分を含む國內供出價格に較べて低く、従つて消費者價格をその分だけ低める作用をなすものであり、見方をかえれば輸入補給金が迂迴的に流通費部分を負擔しているものと謂うことも出来る。第三は、均衡豫算の建前上同一會計年度における食糧廳豫算の収支が完全に見合うごとく消費者價格が決定されるために、手持食糧について前年度からの受入數量と翌年度への繰越數量との差額（長期的に見れば大きな差はないはずであるが、短期的には二四年度においても、また二五年一月改訂價格の基礎となる豫算においても繰越數量が多い）に對する代金は流通費中に含まれることになる。さらに米については、當年度における配給量の約半分は前年度すでに買入済みのもので、單價が異なるわけである。かかる要素は流通費を實際以上に高める作用をもつものと言へる。管理制度下における流通費の内容はかくの如く複雑であつて、豫算上における収支の均衡から割出されたものであるから、自由取引制度下のそれとは全く性格を異にする。したがつて兩

考を單純に比較することは無意味であり、いわんやかかる比較から、流通費の合理性についてなんらかの結論を求めるがときとは全く不可能である。われわれはむしろ、流通費構成要素の基礎條件が管理制度下においていかに變化しているかを検討して、その合理化の焦點を明らかにしておくことが、今後におけるその動向を考える上に必要ではないかと思う。

第 18 表 管理制度下における米穀流通費 (60 町當り)

費 目		金 額	百 分 比
生産者價格	基本價格	1,590.00	71.5
	獎勵金	307.21	13.8
	計	1,897.21	85.3
物的流通費	倉庫運賃	12.00	0.5
	政府運賃	43.44	2.0
	公團運賃	39.81	1.8
	小計	95.25	4.3
	產地保管料	24.84	1.1
	消費地保管料	6.42	0.3
	小計	31.26	1.4
計		126.51	5.7
人的流通費	集荷手数料	24.00	1.1
	政府人件事務費	35.99	1.6
	公團販賣經費	115.96	5.2
	小計	175.95	7.9
金 利		23.15	1.1
流通費合計		325.61	14.7
消費者價格		2,222.82	100.0

消費者價格は塙精歩留減及び公團における賦減を差引いたもの即ち、56.8 kg 分である。但し消費者價格といつても個別計算の結果によるもので、實際の價格ではない。

はじめに、昭和二四年四月の消費者價格改訂における算定の基礎數字から割出した米穀流通費の構成を一覽する。第一八表は食糧配

企劃課の調査を基礎として、これに若干の補正を加えたものであるが、消費者價格に對する流通費の割合は一四・七％に當る。ただ、

ここで算出されている計數(精米一〇町當りが、三九一圓七七錢になる)は米だけについての個別計算によ

つたものであるが、實際は前述のように、總經理費を總配給數量で割つたブール價格(四〇四圓七九錢七厘)を基礎として消費者價格が決定されているのであるから、比較的高い麥・いも類の中間經費を米が負擔していることになるわけ

である。^(註6)そこでブル價格において流通費部分がいかなる割合を占めているかを計算するに一八・九%となつて米の場合に比して約五%多い。しかし、いずれも戦前の流通費が二〇%を超えていたのに比較すれば、相當に低下しているのであるが、前にも述べたように、本來流通費と無關係な要素によつて作用されている點に注意しなければならぬ。

この點に關して、次に述べるような計數的根據に基いて、管理制度下における流通費が著しく高率についているという論議が行われている。例えば日本銀行調査局の流通費調査において、昭和二三年度産米の一疋當り消費者價格二四五圓八三錢に對して、同じく消費者價格の四〇五圓は差引一五九圓一七錢の中間流通費を含むことになり、これは消費者價格に對して三九・三%に當ることが指摘されている。しかし謂うまでもなく、二四五圓餘の生産者價格は基本價格であつて、超過及び早期供出に對する獎勵金並びにパリティ指數の上昇による追加支拂額などを含んでいないが、これらは當然生産者價格の一部をなすものである。さらに、搗精加工による目減りを考慮しないで等量についての比較を行うことは適當ではない。そこで、獎勵金及び追加支拂を含んだ實質的生産者米價二九七圓をとり、一方九六%の歩留りを見込んだ消費者米價三八八圓八〇錢と比較すれば、流通費の比率は二三・八%になつてほぼ戦前の比率に近いものになる。しかしながら、問題はさらにブル計算の結果である消費者米價を以て生産者米價と比較する點に残る。かりに兩者とも個別計算によつて比較すれば、前述のごとく米については一四・七%、甘藷については三一・四%となり、またいずれもブル計算によつて比較すれば、米について一八・九%となるのである。ただし、この場合の生産者價格は二四年度産食糧については、パリティ指數の上昇を織り込んだものである點に注意を要するが、同一年度における豫算の均衡を建前とすれば、已むを得ないといふべきであらう。また戦前との比較を行う場

第 19 表 食糧配給公園及び直營配給所經費内譯 (1 俵當り)

	事業費	人件費	事務費	利 子	缺 減	合 計	價格に對する百分比
公 團 經 費	円 64.58	円 83.26	円 11.17	円 7.50	円 35.12	円 201.68	% 9.1
販賣所經費	6.81	66.88	2.49	-	35.12	111.30	5.0

食糧配給公園に關する資料による。

合は、搗精歩留りが現在著しく上つてゐる點も考慮しなければならない。要するに、單なる計數的な比較においては、流通費は戦前よりも相當低下してゐると結論せざるを得ないのであるが、異つた諸條件の上に立つ兩者を比較し得ないことについては前述したごとくである。

次に各流通費要素についての検討に移る。まず人的流通費であるが、このうち政府經費が特殊な意義をもつてゐること及び理論的には利潤部分が消滅してゐることについてはすでに述べた。また、公園販賣費を小賣商口錢と比較することは疑問であらうが、公園の手持食糧が常に一〇日分程度であること^(註8)からみて、一應これを小賣過程と考えることが出來よう。いま公園の總經費及び直營販賣所の經費についてみれば第一九表のとおりで、戦前の比率に比較して一見低いように思われるが、小賣商口錢の中には金利及び掛賣代金の回收不能分に對する危險負擔^(註9)を含んでゐるのであるからこの比較は不當である。しかも次の點も考慮に入れる必要がある。すなわち、現在全國平均で一配給所の擔當世帯數は九〇二戸、同じく人口數は三、八七〇人に及んでおり、さらに東京、大阪においては一、三五二世帯、五、四五〇人に達する。然るに戦前における小賣商一戸當りの配給人口は、全國平均は明らかでないが、東京大阪においては約一三〇戸、六〇〇人に過ぎない^(註10)。勿論、現在一配給所従業員數が平均五人で、戦前のそれが一・五人程度であつたのに比較して増加してはいるが、かりに一従業員當りの擔當人口によつて比較しても約三倍に當るのである^(註11)。

第 20 表 管理制度前後における
米穀管外移出量比較

		昭5—9 平均	昭和23年度
北海道 北青 森岩 秋山 福茨 栃群 埼千 東神 奈新 富石 福山 長岐 靜愛 三滋 京大 兵奈 和歌 鳥島 岡廣 山德 香愛 高福 佐佐 熊長 鹿大 宮鹿 兒總	石	141,417	—
		403,052	142,999
		402,235	—
		812,587	287,000
		852,906	814,294
		984,051	833,333
		477,724	192,000
		667,139	213,000
		547,301	260,000
		16,692	—
		276,800	—
		445,584	159,946
		—	—
		6,367	—
		1,663,186	1,619,492
		751,935	565,016
		212,144	230,000
		295,035	164,000
		13,130	—
		39,978	—
	203,496	120,000	
	16,847	—	
	17,042	—	
	224,195	250,000	
	665,145	590,500	
	36,469	—	
	78,617	—	
	234,986	—	
	97,885	41,700	
	2,069	—	
	152,829	130,000	
	227,072	123,442	
	409,873	335,000	
	120,524	—	
	282,818	—	
	23,278	—	
	233,139	2,000	
	86,726	—	
	3,812	10,000	
	277,706	—	
	601,650	395,000	
	9,710	—	
	525,205	436,500	
	327,088	—	
	218,878	48,000	
	161,815	—	
	14,199,096	8,143,222	

そしてこのような取扱數量の増大は、當然比例的に配給經費の低下をたもたすべき性質のものであるから、さきにみた公園經費はその著しい非能率性を實證するものと言える。昨年末以來テスト・ケースとして實施されつつある代位配給所制度は配給業務の能率化に對する一つの試みともみられるが、さらに基本的には、かつて産業組合の發展に對する裏付けとして課題に上りながらも遂にその成長をみるのがなかつた消費者協同組合の問題が、新たな角度から検討されなければならないであろう。

次に物的流通費の問題に移る。まず、管理制度によつて食糧の輸送條件が一變していることに注意しなければならぬ。すなわち、生産と消費との地域的交流が計畫化されているために、輸送量そのものが減少していることが第一である。この點を米についてその管外移出量の變化から比較してみよう（第二〇表参照）。管理制度前においては東京を

1. 昭和5—9年は『米穀要覧』(昭和10年度)により昭和23年度は『食糧管理月報』第9號による。

除く全道府縣が管外移出を行つてゐるのに對して、現在は二四の主要米産縣だけに限られてゐる。また、管外移出の總數量も約一、四二〇萬石から八一四萬石に減少してゐるのである。第二は、從來の生産地↓集散地↓消費地という商品の流通経路が、生産地から直接消費地に通ずるために、著しく短縮されてゐる點である。ただ輸送費の基礎となる鐵道その他の料金が、必ずしも價格體系中で均衡的な地位を占めてゐるとは言いがたいから、比較を試みることは

出来ないが、かかる輸送條件合理化の方向がかつて生産者共同販賣の發足以來、商業機構に對抗する流通費節約の一つの眼目であつたことからみても、そのもつ意味を一時的なものと解してはならないであろう。なお輸入食糧については加工々場の配置の問題と關連する。

第 21 表 倉庫能力中における農業倉庫の地位

			棟 數	坪 數	比 率
營業倉庫	{	總 計	4,159	668,077	36.4
		食 糧	3,143	523,837	28.6
農業倉庫	{	總 計	43,818	1,129,624	61.6
		自 庫	23,488	883,781	48.2
		借 庫	20,330	245,843	12.4
政 府 倉 庫			151	37,152	2.0
合 計			48,128	1,834,853	100.0

『食糧管理月報』第 7. 11. 12 號による。
何れも昭和 24 年 4 月 1 日現在。

らしたことは興味深い。例えば第二節において引用したように、昭和九年一月一日における農業倉庫の著しい擴充をもたせる需要の増加が、管理制度下における農業倉庫の著しい擴充をもたせる。さらにこのような倉庫に對する割合を大きくする要因となつてゐる。また、管外移出の總數量も約一、四二〇萬石から八一四萬石に減少してゐるのである。第二は、從來の生産地↓集散地↓消費地という商品の流通経路が、生産地から直接消費地に通ずるために、著しく短縮されてゐる點である。ただ輸送費の基礎となる鐵道その他の料金が、必ずしも價格體系中で均衡的な地位を占めてゐるとは言いがたいから、比較を試みることは

在庫量である。これに對して現狀を倉庫施設によつて比較してみれば第二一表のとおりで、全國倉庫總坪數中六〇%以上を農業倉庫が占めているのである。このように農業協同組合における貯藏能力の増大が、食糧管理制度の轉換に際して、組合組織の地位を高からしめる要素となることは前述のごとくである。

次に金利における條件の變化は最も著しい。前節において述べたように、自由取引制度下における金利を流通費用から析出することは實際上困難で、現象的に捉へ得るものとしては、輸送期間中の荷爲替割引料だけであり、米流通の必要とする資金量に對しては言うに足りない程度のものである。これは勿論、米の流通部面に對して銀行長期資金の介入することが少なく、また産地商人と消費地間屋間の代金決済も主として短期荷爲替によつて行われ、長期的な金融關係がないために、資金の流動が極めて潜在的孤立的になつていた結果である。そこで前節で推計したような月別資金需要狀況からその回轉速度を算出し、これによつて實質的な金利の總額を知ることが理論的には可能である。しかしこの場合の金利は米價の季節變動を主たる源泉とする商業利潤の中に不可分的に含まれているのである。かりにこれを區分して計算すれば、前掲第七表「米穀流通資金月別需要量」において一ヶ月の平均流通高は一、五六〇萬石で毎月平均消費量の約四ヶ月に當るから、石二五圓、日歩二錢の計算で一石當り約六〇錢となり、流通費中における比率は相當高いものになるわけである。これに對して管理制度下における金利の計算は一見甚だ簡單である。すなわち、集荷のはじめから最終消費段階に至るまで、全流通資金が政府によつて負擔されているのであるから、政府の食糧證券に對する金利負擔を總配給食糧に配分することによつて算出し得るわけである。第一七表にあげた米穀流通費中に含まれる金利はかかる方法で計算されたものであるが、供出制度によつて集荷の時期的集中がはげしくなつて

いるにも拘らず、その占める割合は必ずしも大きくはない。これは謂うまでもなく、一般市中金利に對して食糧證券

(註12)

のそれが著しく低率である結果で、實質的な金利負擔はさらに大なるべき筈である。しかもこのような國民經濟的負擔の大きい政府資金の回轉が著しく非效率的であり、さきにも述べたごとく、本質的には小賣過程とみられる食糧配給公園において約一ヶ月に近い延納賣却があるという事實は流通費の面から輕視出來ない點である。なお金利は、本來流通資金そのものに對して必要とされるだけでなく、流通費構成諸要素のすべてに潜在するわけであるが、これらは具體的には折出困難である。

第 22 表 製粉精麥加工原料消費量 (屯)

	内 麥	外 麥	合 計
小 麥	1,782,940	1,319,051	3,101,991
大 稈 麥	470,780	321,194	791,974

昭和 23 年 7 月より 24 年 6 月まで。
食糧輸入食糧課調査による。

さて以上で、流通諸費用が管理制度下においていかなる基礎條件に立脚しているかを検討した。最後にわれわれは、それ自身が獨立の生産行程でありながら流通過程において行われるために流通費用の一部を形成するものと考えられる加工費の問題について觸れなければならぬ。我が國における主要食糧の構成が戦後非常に變化して麥類に對する依存度が大きくなつてゐるために、流通費の中において加工費は甚だ重要な地位を占めるに至つた。しかしながら、加工關係における基礎條件の變化は極めて多岐にわたつてゐるからここでは主要な問題點を指摘するにとどめて、その詳細な検討は別に行うこととする。はじめに麥類加工について述べる。工場統計表によれば、昭和一〇―一五年平均で、小麥粉約九〇萬屯、精麥約一三萬屯の生産高であつた。これを原料麥に換算すれば小麥約一三〇萬屯、大稈麥（かりに等量として）約一八萬屯になるわけであるが、これに對して昭和二三年七月より二四年六月に至る製粉精麥用原料麥は第二二表のごとくで、小麥において二・五倍、大稈麥においては約五倍に達するのである。麥類加工のかかる異常な増加は、戦後における我が國の主食構成の變化によつて生じたものであること

とは勿論である。このような加工量の増加とさらに需給關係の不圓滑によつて加工能力のピーク需要量が増大したために工場の増加が著しく、食糧廳調査^(註13)によれば、現在全國工場の加工能力は製粉において日産一五、七〇〇屯、精麥において約一萬屯で、これを前述の年間加工數量と對比すれば、製粉精麥とも約八〇日分の原料を有するに過ぎないこととなるのである。かかる操業率の低下は當然加工費の上昇となつて流通費の負擔を増す結果になり、パリテイ價格における麥類の割高と相俟つて、麥製品の實質的價格を高からしめ、さらに流通費のプール計算によつて消費者米價に轉嫁せしめられているのである。最近需給關係の緩和と輸入食糧の平均化によつて作業の季節的集中は次第に消滅しているのであるから、このような經濟採算を無視した加工費に對しては強い反省が加えられなければならない。次に精米關係についてみよう。周知のごとく我が國における精米加工は、極めて少數の例外を除いては小賣商に附屬する零細な工程として行われていた。このことは、戰前において工場統計に上る精米數量が（五人以下の工場も含めて）僅かに一〇〇萬石程度に過ぎなかつたことから明らかである。然るに昭和一五——一六年における企業整備と、その後の管理制度への移行によつて精米工場の集中化が進み、現在食糧配給公團直營工場についてみれば、全國二、九八三工場の平均馬力數一七・九、月間搗精數量一、五二〇俵で獨立企業としての形態にやや近ずいているように思われる。かかる精米工場の集中をもたらしめたものが管理制度に伴う技術的必要であつて、必ずしもそこに經營上の根據があつたわけではないが、ただ將來の問題として考える場合は、米糠搾油業の發展と結び付いて新しい經營形態の展開が考えられないであらうか。この點は農業協同組合による精米加工の問題とも關連し、米の流通過程に對して新しい問題を提供するものであらう。

(註2) 同九四—九五頁

(註3) 同一〇〇—一〇一頁

(註4) 消費者價格算定方法の詳細については、『食糧管理月報』第五號所載の食糧廳企劃課市原政治氏の論稿參照。

(註5) 食糧廳企劃課『昭和二四年度主要食糧の消費者價格決定に織り込まれた中間經費について』(三四・七・一二)

(註6) 企劃課同調査によれば甘藷についての流通費計算は左のごとく流通費部分が三一%に及んでいて米に比して著しく高い。

(一〇貫匁當り)

費 目	金 額	百分比
生産者價格	三二・三	六六・六
輸送費用	五・八〇	一五・六
純粹流通費用	五・八〇	一五・四
金 利	〇・四	—
流通費合計	一〇五・六	三二・四
單 價	三七・〇	一〇〇・〇

綜合配給用食糧生産者價格	金 額	百分比
政 府 經 費	二四〇・五元	八二・一
配 給 經 費	三一・〇四	一〇・四
經 費 小 計	二五二・五	八五
合 計	二六六・七三	一〇〇・〇

但し單價は途中缺減を差引いた九・五七貫匁である。

(註7) 計算の内譯は次のごとくである。前記市原政治氏論稿の數字より算出(單位百萬圓)

管理制度と食糧流通費の諸問題

四四

改訂前單價による公團賣却分

二、六七

四・〇

改訂單價による公團賣却價額

三、四、五五

六・〇

(註8)

昭和二四年九月以降の公團手持食糧の維持日数は次のごとくである。(單位・日)

二三年九月	一〇	一一	一二	一三年二月	二	三	四	五	六	七	八
一〇・二	一四・七	五・二	一四・四	一六・六	二・二	二・六	三・八	二・五	一三・九	一六・八	一七・〇

食糧配給公團調査『食糧配給公團に關する資料』(昭和二四年一〇月二〇日)による。以下特に断らない限り公團に關する數字はすべてこれによるものと承知されたい。

(註9) 大阪商工會議所の白米小賣商經營調査報告によれば、昭和一〇年中の貸倒れ金額は一店平均二一三圓、平均賣上高の約一%である。(木村前掲書一九六頁)

(註10) 東京白米商同業組合及び大阪穀物商同業組合の報告による昭和一〇—二一年における白米小賣商數を昭和一〇年國勢調査と比較すれば、小賣商一戸當り人口は次のごとくである。(木村前掲書一七六—一七九頁)

小賣商一戸當り
世帯數
人口

東 京	一三・〇月	六四・六人
大 阪	一三・五	六三・六

(註11) 東京白米商同業組合の報告によれば昭和二一年にあける従業員數及商店數は次のごとくである。(木村前掲書一八八頁)

従業員數(店主を含む)	一人	二人	三—四人	五—六人	七人以上	合計
商店數(戸)	五、九六	二、二九	七〇	一〇四	五	九、一〇〇

(註12) 一般市中金利が日歩二錢七厘であるに對して食糧證券のそれは一錢三厘である。

(註13) 食糧廳『穀類加工々場能力表』(昭和二三年一月)

(註14) 米穀搾油については本號所載穴戸壽雄氏別稿を參照されたい。

五

以上述べ來つたところを要約すれば次のように言い得る。

國內農業の保護政策として發展した米穀に對する國家統制は、生産者組織による自治的販賣統制と相俟つて流通費、特に商業利潤を縮少する方向に進んだのであるが、一方において保護政策が必要とする國民經濟的費用は、その負擔の形態からみて主として流通費部分に歸せられるべきもので、かような國民經濟的流通費用は食糧管理制度において特に重要な意義をもつものである。しかしながら、冒頭にも述べたような我が國經濟をめぐる内外の情勢變化と、それに基く食糧管理制度の轉換を前提として流通費の合理化を考える場合、何よりも先ずこれに對して一貫した經濟性を與える施策が要請されるであらう。それぞれの商品の價格關係に順應した個別的な流通費の設定は、その最初のステップをなすものである。

しかしながら、かつて日本の農業に内在した不安定要素は、現在においてもなんら基本的に解消しているものではなく、逆に國際經濟との接觸面の擴大によつてこれを増大しているものとさえ言える。従つて、生産、輸入及び流通の各過程を通ずる國家統制は、なんらかの形で残らざるを得ないであらうし、これに伴う國民經濟的流通費用の問題もさらに續くものと思われる。ただ、國際經濟の客觀的條件並びに國民經濟の現状と、これをいかに調和せしめるかが今後に残された課題である。